

市からの連絡帳

子育て

「乳幼児医療費助成制度」

～10月1日から所得制限がなくなります～
市では、一定の所得制限のもと、就学前の乳幼児の医療費の一部を助成しています。10月1日から、6歳に達する日以後、最初の3月31日までのお子さん（未就学児全員）について、所得制限がなくなり全員が対象となります。

この制度を利用されていない対象年齢の保護者の方へは、7月下旬に申請書等を郵送します。医療助成は申請が無いと受けられませんのでご注意ください。

- 要件 市内在住の就学前（平成13年4月2日生まれ以降）の乳幼児の保護者
- 助成範囲 乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担金額（健康診断、入院時食事、薬容器代は対象外）
- 助成期間 10月1日（10月1日以降の申請の場合は申請日）～平成20年9月30日（期間内に受給要件を失ったときはその前日まで）

8月中に申請があった方は、10月からの医療証を9月下旬に交付します。
□必要なもの 申請書 お子さんの健康保険証のコピー 年金加入証明書（児童手当を受けていない方で全国土木国民健康保険組合以外の国民健康保険証の方） 平成19年度所得証明書（平成19年1月2日以降に転入した方） その他必要書類については、後日提出可。

平成19年度の児童手当の申請、現況届を提出されている方は、はいりません。

子育て支援課（田無庁舎）市民課総合窓口係（保谷庁舎）の回収ポスト、各出張所の回収ポスト～「現況届」の提出について～

現在医療助成を受けている方で医療証（有効期間が9月30日までのもの）をお持ちの方に「現況届」を8月上旬に郵送しますので8月17日（金）までに提出してください。「現況届」が提出されない場合は、10月以降の医療証が交付できませんのでご注意ください。

子育て支援課（田無）（☎460 - 9840）



児童扶養手当

- 受給資格者 日本国内に住所があり、次の支給要件にあてはまる18歳に達した日以後、最初の3月31日までの児童（政令の定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満）の母または養育者。（母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く）
- 支給要件 ◆父母が離婚した児童 ◆父が死亡または生死不明の児童 ◆父に重度の障害がある児童（父の

- 障害年金の加算になるときは除く） ◆父が1年以上拘禁されている児童 ◆父に1年以上遺棄されている児童 ◆婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合は除く）
- なお、昭和60年8月1日以降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は、時効により手当の請求をすることができません。
- 支給制限 次の状態にある場合は該当しません。

- 児童が父または母の死亡により遺族年金等を受けることができる場合
- 児童が里親に委託されている場合や児童福祉施設等に入所している場合
- 児童が父と生計を同一にしている場合
- 児童が母の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同一にしている場合
- 請求者または児童が日本に住所がない場合

- 手当額 全部支給...月額41,720円、一部支給...月額41,710円～9,850円（所得に応じて10円きざみ）第2子は5,000円、第3子以降1人につき3,000円の加算
- 留意事項 手当の受給後資格がなくなっている場合に、届出をせず手当を受給し続けた場合、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還となります。また、資格がない場合に、不正に受給を受けたときは、懲役や罰金となりますので注意してください。
- ～児童扶養手当額の支給制限が予定されています～

平成20年4月1日から、手当額の支給制限が予定されています。
母である受給資格者に対する手当は、次のいずれかの早い日の属する月から、その一部を支給されなくな

- ります。
- 支給開始月の初日から5年を経過したとき
- 支給要件に該当した月の初日から7年を経過したとき
- 認定請求した日に3歳未満の児童を監護していた場合、3歳に達した月の翌月の初日から5年を経過したとき
- 上記の期間を経過しても、受給資格者に身体上の障害がある場合等は、その間には支給を制限されません。
- 減額割合 子育て支援や就労支援、経済的支援施策の状況、離婚状況等を踏まえたうえ、定められる予定です。
- 子育て支援課（田無）（☎460 - 9840）



特別児童扶養手当

- 対20歳未満の中・重度の障害（おおむね愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級、4級の下肢の一部程度、これらと同程度以上の内部障害、または日常生活に著しい制限を受ける状態の精神障害）のある児童を養育している父母または養育者。
- 手帳がない場合は、指定の診断書で申請ができます。
- 児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合は、支給

平成19年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表
平成18年中の所得・平成19年8月分～平成20年7月分手当に適用

（単位：円）

	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者	本人	配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給			
0人	190,000	1,920,000	2,360,000	4,596,000	6,287,000
1人	570,000	2,300,000	2,740,000	4,976,000	6,536,000
2人	950,000	2,680,000	3,120,000	5,356,000	6,749,000
3人	1,330,000	3,060,000	3,500,000	5,736,000	6,962,000
4人以上	1人増すごとに加算380,000			1人増すごとに加算213,000	
1人につき加算	特定扶養 老人扶養	150,000 100,000	老人扶養60,000 （老人扶養のみは2人目から）	特定扶養250,000 老人扶養100,000	老人扶養60,000 （老人扶養のみは2人目から）

所得から控除できる額

（単位：円）

種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当 （本人・配偶者等共通）
	受給者（母）	受給者（養育者） 配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者	
社会保険料相当額	80,000	80,000	80,000
障害・勤労学生控除	270,000	270,000	270,000
特別障害者控除	400,000	400,000	400,000
寡婦（夫）控除	0	270,000	270,000
寡婦特別加算控除	0	80,000	80,000
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

配偶者は寡婦（夫）控除なし

- されません。
- 手当額 重度障害児...月額50,750円、中度障害児...月額33,800円
- 各手当共通
- 各手当は、申請のあった翌月分から支給されます。所得が限度額以上の時は支給が停止されます（下記表参照）。児童扶養手当については、手当の受給者が母の場合、母が監護する児童の父から、母または児童が受け取る養育費金額の8割が母の所得として取り扱われます。

子育て支援課（田無）（☎460 - 9840）

地域子育て支援センターから

- ～夏も、地域子育て支援センターで楽しい時間を～
- 7月後半～8月末の期間、保育園のプールで、水遊等が楽しめます。
- 日時・利用方法等は、各センターへお問い合わせください。
- センター『けやき』（☎464 - 3822）
- センター『なかもち』（☎422 - 4882）
- 保育課（田無）（☎460 - 9842）

環境

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」がスタート

東京の緑の保全や温室効果ガスを削減するため、都内62の市区町村が連携・共同して「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を実施することになりました。平成19年度は、キャンペーン事業・短編アニメーションの製作・みどり体験交流事業等を実施します。このプロジェクトのシンボルのロゴマークも募集しています。詳細は特別区協議会のHPで。
HP <http://www.tokyo-23city.or.jp/logo.html>
環境保全課（保谷）（☎438 - 4042）



男女平等

（仮称）女性センターの意見交換会

住吉福祉会館建替えに伴い平成20年4月に開館する（仮称）女性センターの運営や事業についての意見交換会を行ないます。
時 7月20日（金）午後7時～9時
場 イングビル第3・4会議室
生活文化課男女平等推進係（☎450 - 0055）

文化

（仮称）保谷駅前公民館・図書館利用者懇談会

時・場 8月4日（土）午後6時30分～8時30分
・住吉公民館 8月11日（土）午前10時～正午・下保谷図書館
保谷公民館（☎464 - 8211）
中央図書館（☎465 - 0823）